

令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」が3月18日及び22日に一部改正されましたので、3月17日付け当課事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」を更新してお送りします。更新箇所は太字破線で示しています。



事務連絡
令和4年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について（更新）

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和4年3月16日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、別紙のとおり事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」が発出されました。これにより、保健所等が実施する濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査については、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に集中的に実施することとされています。

具体的には、別紙事務連絡1（2）のとおり、事業所等で感染者が発生した場合については、保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められない一方、別紙事務連絡1（4）のとおり、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生した場合については、「濃厚接触者の特定・行動制限については、都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と市町村の児童福祉部局等、都道府県及び市町村の教育委員会又は都道府県私立学校主管部局（以下単に「児童福祉部局等」という。）が連携して、上記（2）又は（3）の取扱を参考に、自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定しておくことが望ましい。その際、未就学児と小学生でマスク着用等の基本的な感染防止対策の実施に差異が生じることもあるため、当該感染防止対策の水準に応じて、それぞれ方針を決定することも考えられる」などと

されています。

学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年12月10日付け事務連絡で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）を示しているところですが、以上のことを踏まえ、オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について下記のとおり留意すべき事項をまとめましたので、参考としてください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 地域の自治体における濃厚接触者の特定等の取扱いの確認

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴い、オミクロン株が主流の間は、中学校や高等学校等で感染者が発生した場合については、別紙事務連絡1（2）の事業所等で感染者が発生した場合にあるとおり、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められない一方、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校等で感染者が発生した場合については、別紙事務連絡1（4）にあるとおり、小学校就学前段階と小学校において講じられる基本的な感染防止対策の実施の差異等に応じて、自治体毎に感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針が決定されることが想定される。

一方で、感染者数が低水準である等保健所による対応が可能な自治体については、引き続き幅広く積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定を行うことも妨げられないとされている。

こうしたことを踏まえて、教育委員会担当課や私立学校主管部課におかれては、感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に係る自治体の方針の決定について都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と連携するとともに、各学校や学校設置者におかれては、まず、当該学校に関する地域の自治体の取扱いを確認すること。

2. 学校において感染者が発生した場合の対応

- ・ 学校衛生管理マニュアル第4章2においては、学校において児童生徒等や教職員の感染が判明した場合について、保健所による感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力することなどを示しているが、地域の自治体における濃厚接触者の特定等の取扱いによっては、保健所等による濃厚接触者の特定等が実施されないこととなる。
- ・ ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合には、地域の実情に応じ、保健所等と連携を図ることを検討すること。
- ・ 学校で感染者と接触があったことのみを理由として、児童生徒等や教職員に対して登校や出勤を制限する必要はないこと。ただし、寮等において感染者と同室である場合等には別紙事務連絡1（1）のとおり同一世帯内の濃厚接触者として特定される可能性があることに留意すること。
- ・ 学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった児童生徒等や教職員は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触やそうした方々が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるように指導すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。
- ・ このほか、オミクロン株が主流の間における学校において感染者が発生した場合の臨時休業等の対応については、本日付け事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（更新）」を参照すること。

3. 濃厚接触者や、感染者と感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等の出席停止等

- ・ 学校衛生管理マニュアルにおいては、濃厚接触者の出席停止等について、例えば第4章2②において以下のとおり記載している。

第4章 感染が広がった場合における対応について

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

（略）濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

ここでいう濃厚接触者については、保健所等により濃厚接触者として特定された者を指すこと。また、出席停止等の期間については、濃厚接触者として待機を求められている期間として運用すること。(令和4年1月31日付け事務連絡「『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について」の更新。)

- このほか、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間出席停止等の措置をとること。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)